

令和 6 年 1 2 月 議 会 定 例 会 議 案

市 長 提 案 理 由 說 明 要 旨

(追 加)

(令 和 6 年 12 月 12 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 182 号、第 184 号及び第 185 号は、一般会計及び水道事業会計の補正予算です。

先月 29 日に閣議決定された国の総合経済対策補正予算案に基づく物価高騰等対策、その他国補正予算関連などを追加提案するものです。

主な内容について申し上げます。

はじめに、物価高騰等対策分として、

家計への影響が特に大きい住民税非課税の世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円を給付します。さらに子ども 1 人当たり 2 万円を加算するほか、灯油価格の高騰に対する支援として 5 千円を加算します。

また、近年の社会情勢を踏まえ、指定管理者や長期継続契約等受託事業者における賃金上昇を下支えします。

次に、その他国補正予算関連分として、

学校施設の長寿命化工事や照明の LED 化、トイレの洋式化に加え、上所駅、道路橋りょうや公園の遊具などについて、国の補正予算に併せて整備を推進します。

また、水道事業会計では、基幹管路更新など水道施設の耐震化について、国補正予算に伴い、予算を増額して事業を進めるものです。

このほか、新潟市立中学校の学校事故賠償金について、必要な額を計上します。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第 183 号は、新潟市立中学校の修学旅行における美術作品の破損事故について、和解及び損害賠償の額を決定するものです。

議案第 186 号は、私の給与の減額について提案させていただくものです。

次の議案第 187 号で説明いたしますが、財産の取得に際し、議会の議決を経なかったことに対して、市長としての私の責任を明確にするため、^{ほうきゅう}俸給月額^{ほうきゅう}の 10 パーセントを 1 カ月減額、並びに、私が療養により登庁できず、市議会はもとより市民の皆さまにご迷惑ご心配をおかけしたことを重く受け止め、^{ほうきゅう}俸給月額^{ほうきゅう}の 10 パーセントを 1 カ月減額、合わせて令和 7 年 1 月の^{ほうきゅう}俸給月額^{ほうきゅう}を 20 パーセント減額するものです。

議案第 187 号は、財産の取得について、追認をお願いするものです。

本市では、購入予定価格が 4 千万円以上の財産取得の際には、議決を経なければならないと条例で規定されていますが、令和 2 年度に購入した教師用教科書などの購入費用の一部について、議決を経ずに契約していたことが判明いたしました。

そのため、財産の取得について、追認の議案を提出させていただき、改めて議会へお諮りするものです。

法令に基づく適正な契約事務が行われておらず、市政に対する信用を失墜させたことについて、市民の皆さま、市議会に対しまして、深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、提案いたしました議案について、説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。